

総社市告示第34号

総社市建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律に関する認定実施要綱（平成28年総社市告示第97号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(認定申請の添付図書)</p> <p>第2条 省令第1条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) <u>法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u>（以下「<u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u>」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該<u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u>が交付する適合証（法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 省令第7条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u>の技術的審査を受けた場合にあつては、当該<u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u>が交付する適合証（建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類をいう。）</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(事前審査)</p> <p>第4条 計画認定申請者は、市長に申請書を提出する前に、<u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u>又は登録住宅性能評価機関に計画に係る技術的審査を依頼し、適合証の交付を受けることができるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(認定申請の添付図書)</p> <p>第2条 省令第1条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関</u>（以下「<u>登録建築物調査機関</u>」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該<u>登録建築物調査機関</u>が交付する適合証（法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 省令第7条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) <u>登録建築物調査機関</u>の技術的審査を受けた場合にあつては、当該<u>登録建築物調査機関</u>が交付する適合証（建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類をいう。）</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(事前審査)</p> <p>第4条 計画認定申請者は、市長に申請書を提出する前に、<u>登録建築物調査機関</u>又は登録住宅性能評価機関に計画に係る技術的審査を依頼し、適合証の交付を受けることができるものとする。</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>3 法第36条第1項の規定による認定の申請をするもの（以下「<u>基準適合認定申請者</u>」という。）は、市長に申請書を提出する前に、<u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u>又は登録住宅性能評価機関に建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査を依頼し、適合証の交付を受けることができるものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>3 法第36条第1項の規定による認定の申請をするもの（以下「<u>基準適合認定申請者</u>」という。）は、市長に申請書を提出する前に、<u>登録建築物調査機関</u>又は登録住宅性能評価機関に建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査を依頼し、適合証の交付を受けることができるものとする。</p> <p>4 略</p>

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。